主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人豊蔵利忠の上告理由一及び二について。

原判決は、挙示の諸事実を総合して上告人が訴外Dのための留守番であるとは認められない旨判示しているのであつて、訴外Dに対する本件賃貸借契約解除の有無は本件の争点とならないのであるから、原判決には所論法令違反、理由不備の違法は認められず、所論は採るを得ない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	朔	藤	斎	裁判官
郎	_	田	松	裁判官